

令和8年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託 仕様書

1 委託事業名 令和8年度いばらき農林水産物イメージアップ事業業務委託

2 事業目的

茨城県産農林水産物の認知向上に向け、全国の大消費地（北海道、首都圏、関西等）の消費者を対象に、販売フェア等を通じて効果的な訴求に取り組むとともに、さらなる取引拡大を図る。

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 共通事項

- (ア) フェア等の開催に当たっては、実施店舗等と調整し、茨城県産食材の使用を明示するよう働きかけるとともに、POP等のPR資材を積極的に活用する。
- (イ) フェア等において試食販売を行う際は、必要に応じて県と協議の上、茨城県産食材の魅力を適切に説明できる販売員を手配するとともに、試食食材等を準備する。
なお、フェア期間中に限り、仕入れに係る補填・協賛等を行うことも差し支えないが、あらかじめ県と協議すること。
- (ウ) フェア等の開催期間中は、売上額や来客数等を随時把握する。
開催後は、撮影した記録写真等をデータで納品するとともに、Webアンケートや各種調査を活用し、本イベントの効果測定を行う。

(2) 北海道における「茨城県フェア」等の開催

(ア) 量販店等におけるフェア開催

茨城県産メロン、れんこん、かんしょ等の青果物フェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：延べ15店舗以上
- ③場所：量販店、札幌市中央卸売市場等
- ④留意事項：必要に応じて、実施計画書及び運営マニュアルを作成するとともに、統一感のある装飾を施し、効果的なPR・販売を行う。

(イ) イベントスペース・飲食店等におけるフェア開催

茨城県産食材を使用したメニューフェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：延べ15店舗以上
- ③場所：飲食店等

- ④留意事項：店舗及び利用者の需要を把握した上で、北海道市場での取扱量増加を狙うことができる品目を選定し、効果的なPR・販売を行う

(3) 関西における「茨城県フェア」等の開催

(ア) 百貨店、量販店等におけるフェア開催

茨城県産メロン、れんこん、かんしょ、はくさい等の青果物フェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：延べ30店舗以上
- ③場所：百貨店、量販店等
- ④留意事項：試食販売において、販売員や試食食材等に係る経費を一律で負担するのではなく、フェアごとに実施方法を県と協議する。

(イ) イベントスペース・飲食店等におけるフェア開催

利用者数の多い駅近郊スペース等で青果物フェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：5回以上
- ③場所：利用者数の多い駅近郊スペース
- ④留意事項：店舗及び利用者の需要を把握した上で、関西市場での取扱量増加を狙うことができる品目を選定し、効果的なPR・販売を行う。

(4) ホテルにおける「茨城県フェア」等の開催

ホテルに対して茨城県食材を提案し、メニューフェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：5回以上
- ③場所：首都圏及び関西等のホテル
- ④留意事項：フェア期間中における消費者への露出を重視しながら、シェフ等に茨城県産食材の魅力を発信し、フェア後の取引定着を目指す。

(5) 「オーガニックフェア」等の開催

量販店等において、有機農産物のフェアを開催する。

- ①時期：令和8年4月～令和9年3月
- ②回数：10回以上
- ③場所：首都圏のオーガニック専門店、量販店等
- ④留意事項：短期間のフェアに限らず、継続的な販売を目指す。

5 対象経費

サンプル提供に係る経費、産地視察に係る経費、県産食材を使用したメニュー等の開発に係る食材費、商品提案に係る経費、カタログ等への掲載に係る経費、会場費、会場設営

費、販売員経費、試食用食材費、フェア PR 費、撮影費、ノベルティ作成費、情報発信に係る経費、管理運営費（人件費、旅費、事務費等）

6 実施計画書

契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を行う。

7 委託業務完了時に提出する成果物

- (1) 以下の事項を記載した事業実施報告書
 - (ア) 本業務で実施したメニューフェア等の写真
 - (イ) フェアに参加したレストラン等の販売実績等
 - (ウ) フェア等の開催や SNS 等を活用した情報発信等による効果
- (2) 本業務で作成したノベルティ、PR 資材、Web ページ等のデザインデータ
- (3) 本業務で購入した物品等について、購入を証する書類の写し
- (4) 上記 (1) ~ (3) を収めた記録媒体（提出方法は県が別途指示する）

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進める。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときは、その都度県と協議し、その指示に従い作業を進める。
- (2) 事業の進捗状況及び予算の執行状況について、1 か月に 1 回程度、県に報告する。
- (3) 本事業で発生した制作物等の著作権は、県に帰属する。
- (4) 青果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じる。
- (5) 令和 9 年度以降の事業について、令和 8 年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、やり取りを行った店舗や産地の担当者及び連絡先、令和 7 年度までの継続した取組状況等、事業に関わるすべての情報を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。